

重要事項説明書

社会福祉法人金谷温清会
ケアハウス ラクトピア

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人金谷温清会
- (2) 法人所在地 千葉県富津市金谷1912番地2
- (3) 電話番号 0439-69-8400
- (4) 代表者氏名 理事長 平 鳶 一 良
- (5) 設立年月日 平成8年12月17日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム
- (2) 施設の名称 ケアハウ斯拉クトピア
- (3) 施設の所在地 千葉県富津市金谷1912番地2
- (4) 電話番号 0439-69-8400
- (5) 施設長氏名 脇 坂 和 弘
- (6) 事業開始年月日 平成10年6月16日
- (7) 入居定員 50人（全個室）

3. 事業の目的と運営方針

施設は生活の場として高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期すことを基本方針とします。

4. 施設サービスの概要

(1) 食事

栄養士の立てる献立により、栄養ならびに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。毎日おおよそ1500カロリーの食事をご用意します。原則としてご自身で食堂へおこしいただきますが、体調不良などの理由により希望に応じて居室へはこぶ事もできます。

- ・朝食：8時10分から
- ・昼食：12時から
- ・夕食：18時から

(2) 入浴・洗濯

① 浴室の利用

原則として居住する階に設置された浴室をご使用いただきます。浴室の入り口にある「入浴状況」を確認して、該当するところへ回してから出入りしてください。

- ・浴室使用時間：9時から21時まで

② 洗濯室の利用

各階の洗濯室にコインランドリーが備え付けてありますのでご利用下さい。

- ・洗濯室使用時間：6時から21時まで

(3) 相談助言

当施設では、入居者の生活が健康で明るいものとなるように、入居者及びそのご家族から、生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。また個々の入居者に対して日常的な生活相談や支援を行う為に担当職員を配置し、定期的に具体的な生活目標を設定できるよう、支援の計画表を作成いたします。

(4) 健康管理

① 入居時健康診断

入居時に施設指定の健康診断書を提出して頂きますが、入居後の主治医についても明確にさせていただくようにお願いします。また、定期的な受診については、その移動手段等についてご相談をお受けしています。

② 健康診断

当施設では毎年度一回原則として施設嘱託医により健康診断を行っています。ご案内いたしますので受けていただくようにお願いします。(費用無料)

③ 予防接種

当施設では感染症のまん延を防止するために予防接種のご案内をしております。接種に関してはなるべくご協力をお願い致します。

④ その他

保険証・医療受給者証・診察券などをご希望に応じて施設でお預りする事が出来ます。また、病院受診をしたときには、そのつど診察の内容や処方薬について、職員へお申出下さい。面会人が面会時に持参した薬は、必ず職員に連絡をしていただきますようお願い致します。

(5) 施設の設備

① 郵便受け

郵便物の配達は、玄関前に入居者専用の郵便受けに配達されます。書留、宅配物等については、宅配会社に直接居室に届けていただきますが、お留守の場合はケアハウスカウンター内に一時保管いたします。(代金引換、クール便は除く)

② 談話室

来訪者や入居者同士の歓談の場として随時ご利用いただけます。

③ 防災設備

廊下、エレベーターホール、食堂等の天井には感知器及びスプリンクラーが設置してあります。また、火災等による停電時には非常時の照明と誘導等が点灯いたします。

④ 避難設備

万が一、火災が発生した場合にはエレベーターは使用できなくなります。緊急の場合は避難階段を使用し避難いたしますので職員の指示に従ってください。

ベランダは共用の避難路、避難所です。ご使用に当たっては他の方の迷惑にならないように十分注意してください。

⑤ トイレ

各階に共用トイレが設置されております。

(6) 社会生活上の便宜

① 年間行事計画

入居者からの要望を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、季節行事、クラブ活動等の事業を行います。

- ・季節行事・・・文化祭・敬老会・クリスマス会・新年会・節分・ひな祭り等
- ・外出行事・・・花見・日帰り旅行等
- ・クラブ活動・・・体操・手芸・押し花・生け花・カラオケ等
- ・月例行事・・・誕生会・運営懇談会

② 入居者が選択する特別なサービス（ケアシステム）

また日常生活において家事全般・年金銀行等の事務・内服薬の管理等、支援が必要な事に関して有料でサービス（ケアシステム）を提供することができます。

③ 外出・外泊・門限

外出する際は職員へひと声おかけ下さい。また、外泊するときは『外泊届』をご記入下さい。

玄関は21時から翌朝6時までの間、施錠しています。この間に外出する場合やお戻りになる場合は、あらかじめご連絡ください。

④ 買い物

生活に必要な日用消耗品は、各自でそろえることになっておりますので、外出等を利用して用意していただくほか、近隣商店による訪問販売を実施しておりますのでご利用下さい。

- ・訪問販売 雑貨店・・・・・・・・・・毎週火曜日 14時30分より
- ・衣料品・福祉用品・・・・・・・・毎月第3金曜日 14時より

⑤ 電話

外線通話は有料です。受話器を上げ『0』のボタンを押し、“ツー”という音を確認してから相手先の電話番号を押してください。

- ・内線通話は無料です。受話器を上げ内線番号（部屋番号）を押してください。
- ・ケアハウスの事務所は内線『121』になります。

(7) 夜間及び緊急時について

当施設では、入居者の身体状況の急激な変化等があり、職員の対応が必要となった場合にはすみやかに適切な処置を行います。夜間は、隣接する特別養護老人ホームの職員と宿直者が対応することができます。

また、当施設では非常通報装置等の活用により緊急の連絡がすみやかに行われるよう努めるとともに、年に3回の防災訓練を行う事になっていきます。訓練には特別な事情がない限り参加して頂きますようお願いいたします。消火・通報・避難訓練予定月・・・7月・10月・2月

(8) 介護保険サービス等の利用

入居者が個別の日常生活上の援助および介護を要する状態になった場合には、介護保険法に規定される指定居宅介護支援及び指定居宅サービス等（介護保険サービス等）を利用する事ができます。なお、当施設では介護保険サービス等の導入に当たり、入居者が適切なサービスを受けられるよう迅速な対応に努めます。

また、介護保険サービス等を利用する事ができない場合には、入居者の選択による特別なサー

ビス「ケアシステム」により個別に日常生活の援助を受ける事ができます。ケアシステムに係る費用は全額自己負担となります。

(9) 衛生管理等

施設の設備や飲用する水については常に衛生的な管理に努め、施設内外を清潔に保つようしています。また、施設において感染症が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じます。

(10) 金銭管理

当施設の「入居者預り金管理規定」により、入居者の希望に応じて金銭を通帳をお預かりし、管理することができます。

5. 職員の配置状況

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に沿って職員を適正に配置しています。

職種	常勤換算	配置基準	勤務時間
施設長	1 名	1 名	8:00～17:00
生活相談員	1 名以上	1 名	8:00～17:00
介護職員	2 名以上	2 名	8:00～17:00 9:30～18:30
事務員	1 名（兼務）		9:00～17:00

6. 施設サービスの料金

(1) 利用料

利用料については1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月の指定日までに指定された方法でお支払い下さい。（入居・退居の月に関してはこの限りではありません）

① 生活費（乙地） 46,324円

入居または退居にともなって、1ヶ月に満たない期間を利用した場合の費用は、日割り計算によって清算いたします。

同月に外出等で食事が不要となる場合には、前日の午後3時までにご連絡頂ければ、生活費より食費を減額いたします。

	朝食	昼食	夕食
食費	200 円	300 円	300 円

② サービスの提供に要する費用（以下サービス提供費）（丙地）48,700円 徴収額（月額）

区分（階層）	前年の対象収入	サービス提供費
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	48,700 円
12	2,500,001 円以上	48,700 円

- ・この表における対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ・入居または退居にともなって、1 ヶ月に満たない期間を利用した場合の費用は、日割り計算によって精算いたします。
- ・同月に長期の外泊・入院などで居室を 3 日以上空室とする場合は、日割り計算により減額いたします。
- ・夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の 2 分の 1 をそれぞれこの対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの徴収額については、上記の額から 30% 減額した額を本人からのサービス提供費徴収額（月額）します。この場合 100 円未満は切捨てとします。

③ 居住に要する費用（管理費・分割方式） 18,000 円／月

入居または退居にともなって、1 ヶ月に満たない期間を利用した場合の費用は、日割り計算によって精算いたします。

④ 暖房費・冷房費（乙地） 1,960 円

暖房費（11 月から 3 月まで徴収）

冷房費（6 月から 9 月まで迄徴収）

入居または退居にともなって、1 ヶ月に満たない期間を利用した場合の費用は、日割り計算によって精算いたします。

同月に長期の外泊・入院などで居室を 3 日以上空室とする場合は、日割り計算により減額いたします。

⑤ 居室にかかる光熱水費

基本料金と毎月末に検針した使用料を翌月に請求させていただきます。

区 分	基本料金	備 考
電気料	2,500 円	使用料は 1 k w 20 円
電話料	2,000 円	使用料は実費
水道料	3,500 円	水道基本料のみ
カーテン使用料	800 円	リース料

⑥ ケアシステム

入居者が選択する特別なサービスです。サービス内容及び料金等は、別途ケアシステム契約書に基づき締結します。

(2) 入居一時金

入居日に、利用料金を滞納した場合の保証金として 30 万円をお預りさせていただきます。

(3) その他の費用

- ・電話回線開通手数料・・・1,700 円
- ・趣味・娯楽等に要する経費（クラブ活動等）
- ・複写物・・・10 円（1 枚）

7. 施設サービス以外の料金

以下については入居者の自己負担とさせていただきます。

- ・畳部屋を希望する場合の居室の改修費用
- ・身体状況にあわせたトイレの交換、ウォシュレット等の取り付け
- ・好みに合わせた電気・電球・蛍光灯の交換
- ・退居時における原状を回復するための費用

8. 退居（契約の終了について）

(1) 入居者からの契約の解除

入居者からの申出により施設を退居する事ができます。退居する場合は 30 日以上予告期間をもって退居届を提出していただきます。

(2) 施設からの契約の解除

施設は入居者が以下の各号に該当した時には、契約を解除することができます。

- ① 入居契約締結時に、入居者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれをつけず、または不実の告知を行って入居した場合
- ② 利用料の支払いが遅延し、入居一時金を充当しても不足が生じる場合

- ③ 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず必要な介護等を受ける事ができない場合
- ④ 金銭の管理や各種サービスの利用について自分で判断ができなくなった場合
- ⑤ 入居者が、故意または重大な過失により施設もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う事などによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ 入居者が継続して3ヶ月を超えて病院に入院した場合
- ⑦ その他契約書に定める条項に違反した時

(3) 契約の満了

以下の場合には契約は満了となりますので、入居者はその所有物を30日以内に引き取り、居室を明け渡さなくてはなりません。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 入居者が介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

9. 入居者の約束事

入居者間においてお互いを尊重しながら、思いやりの気持ちを持って助け合い、仲良く楽しい毎日をお過ごしいただくために、以下の事をお守りください。

- (1) 入居者間での金銭の貸し借りは絶対にしないようにしましょう。
- (2) 入居者間での物品の譲渡はしないようにしましょう。
- (3) 各フロアの共有スペースは個人の場所ではありませんので、独占せず皆様に仲良くお使いください。
- (4) 入居者の皆様には個々にそれぞれのペースがありますので、他人の世話を焼かず自分のペースを保ちましょう。
- (5) 共有スペースへ出るときは、パジャマや下着姿のままでてこないようにしましょう。
- (6) 現金や貴重品は必ず鍵をかけた場所にしまうようにしてください。
- (7) 多額の現金を所持しないようにしてください。
- (8) 居室において、火気の取り扱いは原則として禁止させていただきます。アイロン、こたつ、あんか、電気殺虫剤の使用に際し消し忘れのないようにしてください。

10. 職員の禁止行為

施設の職員は入居者に対する施設サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 入居者もしくはその家族等からの金品の授受
- (3) 入居者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (4) 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束や虐待、その他入居者もしくはその家族に行う迷惑行為
- (5) 個人情報管理規程における「個人情報保護に対する基本方針」に反する行為

1 1. 苦情の受付について（契約書第 2 7 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員 鶴見千春
- 苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘
- 受付時間 8:00～17:00
- 電話 0439-69-8400

（2）行政機関その他の受付

担 当 部 署	連 絡 先
富津市健康福祉部 介護福祉課	所 在 地 千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 電話番号 0 4 3 9 - 8 0 - 1 2 6 2
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所 在 地 千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3 電話番号 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 0 9
千葉県運営適正化委員会	所 在 地 千葉市中央区千葉港 4 - 3 電話番号 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4

（3）第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当施設の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏 （長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

（4）福祉サービス第三者評価

直近の実施日：平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日～平成 1 7 年 1 月 8 日

評価機関名：株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート

1 2. 事故発生時の対応について

- （1）サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は管理者に報告をし、指示を受けて対処します。
- （2）ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- （3）重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

令和 年 月 日

ケアハウ斯拉クトピアへの入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウ斯拉クトピア 生活相談員 _____ 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、内容に同意いたしました。

入 居 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印